国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位:円)

区分並びに積立て 及び取崩しの事由		補助金の種類				各拠点区分の内訳							
		国庫補助金	地方公共団体 補助金	その他の団体 からの補助金	合計	法人本部	北広島リハビリセ ンター療護部	のびのびファイン	障がい者生活支援 センターみらい	障がい福祉サービ ス事業所みなみ	障がい児通所支援 事業所みなみ	北広島リハビリ センター特養部 四恩園	北広島デイサービ スセンター四恩園
	前 期 繰 越 額				608, 478, 990	0	141, 888, 857	126, 789	126, 789	98, 884, 238	30, 881, 455	161, 680, 225	13, 074, 828
	当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として 計上する取崩額				27, 063, 727	0	8, 357, 197	29, 258	29, 258	3, 098, 338	976, 429	6, 519, 506	787, 986
	特別費用の控除項目として 計上する取崩額				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額合計				27, 063, 727	0	8, 357, 197	29, 258	29, 258	3, 098, 338	976, 429	6, 519, 506	787, 986
当 期 末 残 高					581, 415, 263	0	133, 531, 660	97, 531	97, 531	95, 785, 900	29, 905, 026	155, 160, 719	12, 286, 842

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を 記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の 取崩額を記入する(本文9参照)。
 - 2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位:円)

区分並びに積立て 及び取崩しの事由		補助金の種類				各拠点区分の内訳								
		国庫補助金	地方公共団体 補助金	その他の団体 からの補助金	合計	デイホームかたる	ホームヘルプSS 四恩園	北広島複合型サービス四恩園	北広島グループ ホーム四恩園	北広島リハビリセンター診療部	北広島居宅介護支 援事業所四恩園	北広島市みなみ高 齢者支援センター	サービス付き高齢 者向け住宅しおん	
	前 期 繰 越 額				608, 478, 990	22, 521, 426	10, 663, 347	17, 572, 347	25, 545, 763	126, 789	25, 461, 544	3, 012, 166	56, 912, 427	
	当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期	サービス活動費用の控除項目として 計上する取崩額				27, 063, 727	897, 818	2, 374, 553	693, 414	773, 476	29, 258	689, 257	176, 639	1, 631, 340	
取崩額	特別費用の控除項目として 計上する取崩額				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当期取崩額合計				27, 063, 727	897, 818	2, 374, 553	693, 414	773, 476	29, 258	689, 257	176, 639	1, 631, 340	
当 期 末 残 高					581, 415, 263	21, 623, 608	8, 288, 794	16, 878, 933	24, 772, 287	97, 531	24, 772, 287	2, 835, 527	55, 281, 087	

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を 記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の 取崩額を記入する(本文9参照)。
 - 2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。